

VIII 監査指導課業務の概要

平成 16 年 4 月の組織改正により県内 5 か所（習志野、松戸、印旛、山武及び君津）の健康福祉センターに監査指導課が設置され、以下の社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査等業務を実施している。

- 1 社会福祉事業を実施する社会福祉法人の運営管理及び会計管理の指導監査を行う。
- 2 老人福祉施設、児童福祉施設、婦人保護施設、障害者支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園の運営管理及び入所者処遇の指導監査を行う。
- 3 介護保険指定事業所、指定障害福祉サービス事業所、指定一般相談支援事業所及び指定障害児通所支援事業所の実地指導を行う。
- 4 認可外保育施設の立入調査及び有料老人ホームの立入検査を行う。
- 5 市町村児童福祉行政（保育関係）の指導監査を行う。

監査指導課を設置している保健所

名称	所管区域
習志野健康福祉センター	千葉市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ケ谷市、浦安市
松戸健康福祉センター	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
印旛健康福祉センター	銚子市、成田市、佐倉市、旭市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、印旛郡、香取郡
山武健康福祉センター	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡、長生郡、夷隅郡
君津健康福祉センター	館山市、木更津市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ケ浦市、南房総市、安房郡

社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査等の根拠法令

種 別	根拠法令
社会福祉法人	社会福祉法
社会福祉施設（第一種社会福祉事業の入所施設）	
救護施設	生活保護法
老人福祉施設	
特別養護老人ホーム	老人福祉法
養護老人ホーム	
軽費老人ホーム（ケアハウス）	社会福祉法

種 別		根拠法令
	児童福祉施設	
	障害児入所施設	児童福祉法
	児童自立支援施設	
	乳児院	
	児童養護施設	
	児童心理治療施設	
	母子生活支援施設	
	婦人保護施設	社会福祉法
	障害者支援施設	社会福祉法・ 障害者総合支援法（注 1）
市町村児童福祉行政（保育関係）		市町村事業福祉行政（保育）指導監査 実施要綱
保育所（保育所型認定こども園を含む）		児童福祉法
幼保連携型認定こども園		就学前の子どもに関する教育、保育等 の総合的な提供の推進に関する法律
認可外保育施設		児童福祉法
有料老人ホーム（注 2）		老人福祉法
介護保険指定居宅サービス事業所・指定介護保険施設		介護保険法
指定障害福祉サービス事業所		障害者総合支援法（注 1）
指定一般相談支援事業所		
指定障害児通所支援事業所 （指定児童発達支援センターを含む）		児童福祉法

（注 1）「障害者総合支援法」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（注 2）有料老人ホーム：食事の提供を行う等、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。

（注 3）本表は、指導監査等を行うための根拠法令をまとめたものであり、各施設等の設置根拠となる法令とは異なる場合がある。（例：軽費老人ホーム（ケアハウス）、婦人保護施設）